

入院したときの食事代などの自己負担

入院中の食事代や、療養病床に入院した場合の食費・居住費の標準負担額は、自己負担となります。

令和8年6月から負担額が変わります！



①入院時食事代の標準負担額（1食あたり）

割合	限度区分			1食あたりの食費
3割	現役並み所得者Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ			550円 (※1)
2割	一 般 Ⅱ			
1割	一 般 Ⅰ			
	住民税 非課税 世 帯	区 分 Ⅱ	90日までの入院	270円
			過去12か月以内に(※2) 90日を超える入院	220円
		区 分 Ⅰ		130円

※1 指定難病の患者の方は330円です。

※2 区分Ⅱの認定を受けている期間の入院日数が過去12か月以内に90日を超えた場合、市町担当課で申請することで翌月から食事代がさらに減額されます。

②療養病床に入院した場合の食費・居住費の標準負担額

割合	限度区分		1食あたりの食費	1日あたりの居住費 (※2)
3割	現役並み所得者Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ		550円 (※1)	430円
2割	一 般 Ⅱ			
1割	一 般 Ⅰ			
	住民税 非課税 世 帯	区分Ⅱ	270円 (※3)	
		区分Ⅰ	160円 (※3)	
		老齢福祉年金受給者	130円	0円

※1 一部医療機関では510円の場合もあります。

※2 指定難病の患者の方は0円です。

※3 入院医療の必要性の高い状態が継続する患者および指定難病の患者の方などは、1食あたりの食費は上記「①入院時食事代の標準負担額」と同額の負担となります。